

# 地域貢献活動ガイドライン（素案）

平成31年 月  
福 島 県

# 目次

## 第1章 地域貢献活動に関する基本的な事項

- 1 地域貢献活動の目的
- 2 商業まちづくりとの関係
- 3 地域貢献活動の例を示す理由
- 4 地域貢献活動計画等の報告の流れ（フロー図）
  - ① 店舗面積 6,000㎡以上の新規店の特定小売商業施設を新設（新築）する場合 修正
  - ② 市街地再開発事業に係る新設店のより特定小売商業施設を新設（新築）する場合 修正
  - ③ 増改築等により店舗面積 6,000㎡以上特定小売商業施設になる場合 修正
  - ④ 店舗面積 6,000㎡以上の既存店の場合 削除
  - ⑤ 条例施行の日に許可等の手続きに入っている場合 削除
  - ④ 計画及び実施状況の報告

## 第2章 地域貢献活動の例

- 1 交通安全の確保
- 2 公共交通機関の利用促進
- 3 県民の健康づくりの促進 追加
- 4 地域づくりへの参加・協力
- 5 地域産業の活性化
- 6 地産地消の推進
- 7 地域雇用の確保
- 8 子育て支援
- 9 ユニバーサルデザインへの配慮
- 10 「買い物困難地域」や「買い物弱者困難者」に対する買い物支援 修正
- 11 災害等発生時及び地域防災への協力
- 12 防犯・青少年非行防止対策の推進
- 13 環境への配慮
- 14 景観・街並みへの配慮
- 15 教育訓練等への協力
- 16 東日本大震災及び原子力災害からの復興への協力

# 第1章 地域貢献活動に関する基本的な事項

## 1 地域貢献活動の目的

近年、グローバル化の進展、地球温暖化などによって企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、企業によるコンプライアンス（法令遵守）の徹底やコーポレートガバナンス（企業統治）の向上、環境への積極的な配慮、一層の情報開示など、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）を重視した経営が求められています。

これは、短期的な利潤追求に偏重した経営ではなく、社会を構成する一員として、中長期的な視野に立った豊かな地域社会の構築に向けた取組みを行うことが、人々から存続を望まれる企業となるために必要であるだけでなく、それにより結果として企業としての自らの価値を高め、持続的な発展を遂げることにつながるからです。

CSRは、すべての企業が自らの判断のもとで対応すべきものですが、中でも小売業は、「人々の暮らしを支えながらそれぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた」と「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）の前文でも述べているように、地域密着型の産業として消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性を有しています。

特に、条例が対象とする、店舗面積6,000㎡以上の特定小売商業施設（条例第2条第7項、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条及び第5条で規定する施設）については、その規模の大きさ故、地域に期待される役割も大きいことや立地によるまちづくりへの影響が大きいことなどから、地域との共存共栄のまちづくりを促進していく必要があります。

修正

以上のことから、県では、条例で小売事業者等の責務について規定するとともに、特定小売商業施設に対して、地域に根付き、地域に必要な店舗となってもらうためにも、地域の声を聴きながら自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動に参画していただくことはもとより、地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画も促進することを目的として、活動計画や実施状況の報告を求め、その内容を公表することを規定しました。

なお、特定小売商業施設以外の小売商業施設についても、条例や本ガイドラインの趣旨等を踏まえ、第2章 地域貢献活動の例のほか、県が作成している「特定小売商業施設の地域貢献活動事例集」なども参考にしながら、地域貢献活動に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

追加

### 【参考】

▶ 特定小売商業施設の地域貢献活動事例集（福島県商業まちづくり課）  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/302166.pdf>

## 2 商業まちづくりとの関係

地域貢献活動は、特定小売商業施設の設置者等<sup>(注)</sup>が、店舗ごとに地域貢献活動の窓口を設置するなどして地域住民等の声を聴きながら独自に判断し実施するものです。

ただし、「商業まちづくり基本方針」に掲げる「まちづくりの基本的な考え方」に基づくまちづくりを進めるためには、特定小売商業施設を適正に配置することだけでは実現が難しく、地域に根ざした店舗運営が求められることや、今後の社会・経済を取り巻く状況を考慮すれば企業の社会的責任を踏まえた企業行動はもはや必然的なものであることから、その設置者等に対して、地域貢献活動の実施を期待し、条例に基づく活動計画と実施状況の報告を求めています。

条例に基づく報告は、特定小売商業施設をはじめとする大型店が地域に根ざした店舗運営に取り組み始めたことを地域の住民にPRする機会でもあります。

なお、特定小売商業施設をはじめとする大型店の出店は、まちづくりに大きな影響を与えるものであると同時に、その閉店・撤退も、まちづくりに大きな影響を与えると考えられます。

このため、万一閉店・撤退が決定した際は、撤退によるまちづくりへの影響を緩和するため、閉店・撤退の時期等について、地域住民、県、市町村、取引先等にできるだけ早く情報提供することが重要となります。

加えて、買い物の利便性低下、失業者の発生、空き店舗・空き地の増加等を抑制するためにも、撤退時はできるだけ後継店を確保していただくことが望ましいと考えています。

(注) 特定小売商業施設の設置者等

地域貢献活動の計画書の提出や実施状況の報告を求められるのは、特定小売商業施設を新設する者だけではなく、既存の特定小売商業施設の設置者も含まれます。

また、これらの届出を行う主体については、一義的には設置者が敷地内の店舗やテナントの活動計画を取りまとめて計画書を提出するのが基本となりますが、関係者の話し合いの上、核となる店舗の事業者が代表して提出することや、テナント組合が代表して提出することなどを妨げるものではありません。

## 3 地域貢献活動の例を示す理由

地域貢献活動は、前述のとおり特定小売商業施設の設置者等が自発的に行うものですが、「県づくりの基本的な考え方」や条例の目的、さらには地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましいものです。

したがって、県が特定小売商業施設の設置者等に期待する内容をあらかじめ示しておくことが有用であることから、県として期待する項目・内容を例示（8ページ以降参照）します。

なお、本ガイドラインに記載がない項目でも、新設届出者等が住民説明会等での意見や地域貢献活動の窓口寄せられた意見を踏まえ、立地地域のためになると判断した活動を、地域貢献活動計画や実施状況の報告に記載し、それを県が公表するといった一連の仕組みに入れることを妨げるものではありません。

《参考》

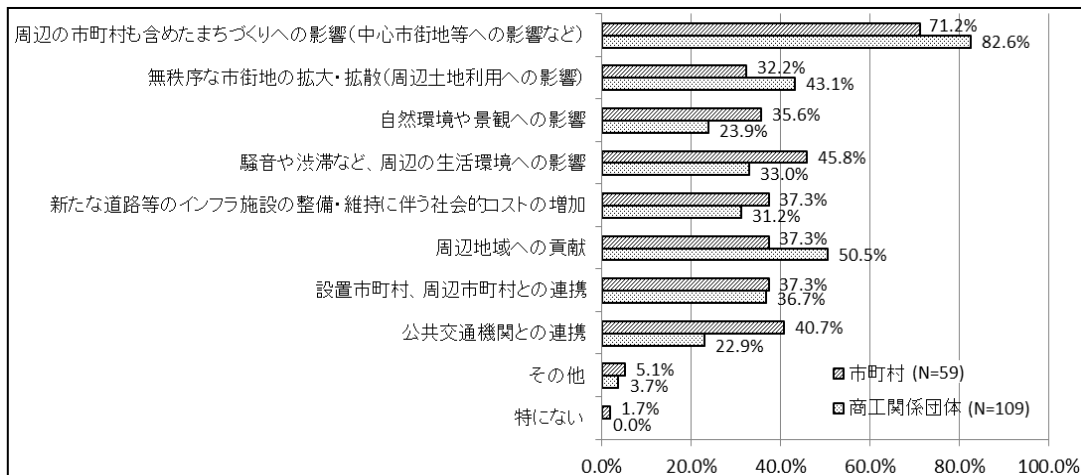
追加

平成30年度、県が市町村、商工関係団体を対象に実施した「商業まちづくりに関するアンケート」では、「新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと」、「大型店に期待する地域貢献活動」について、以下のような回答結果が得られています。

【新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと（複数選択可）】

○市町村、商工関係団体ともに、「周辺の市町村も含めたまちづくりへの影響（中心市街地等への影響など）」が最多で、それぞれ71.2%、82.6%となっている。次いで、市町村は、「騒音や渋滞など、周辺の生活環境への影響」が45.8%、商工関係団体は、「周辺地域への貢献」が50.5%と高くなっている。

図表1 新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと（市町村・商工関係団体）  
（回答数：市町村59、商工関係団体109）



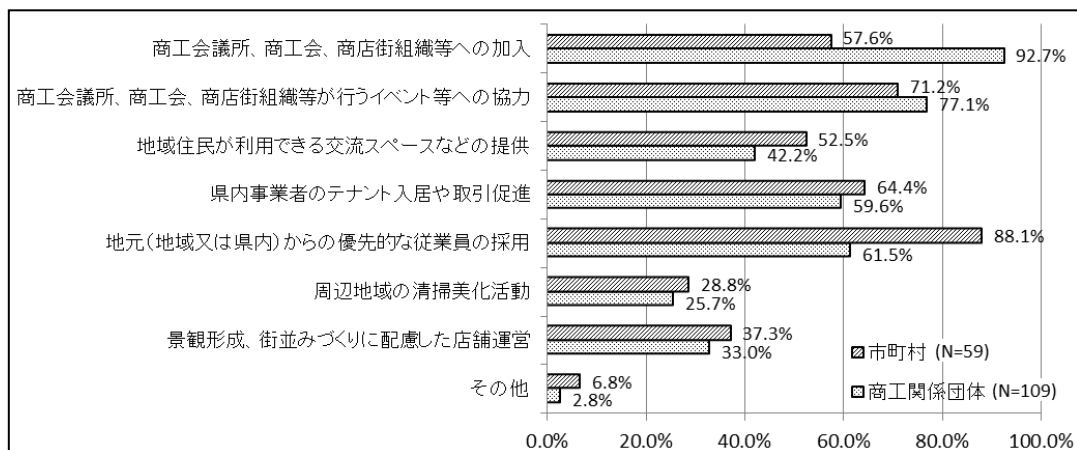
【大型店に期待する地域貢献活動（複数選択可）】

○市町村は、「地元（地域又は県内）からの優先的な従業員の採用」が88.1%と最多で、次いで「商工会議所、商工会、商店街組織等が行うイベント等への協力」が71.2%と多くなっている。

○商工関係団体は、「商工会議所、商工会、商店街組織等への加入」が92.7%と最多で、次いで、「商工会議所、商工会、商店街組織等が行うイベント等への協力」が77.1%と多くなっている。

図表2 大型店に期待する地域貢献活動（市町村・商工関係団体）

（回答数：市町村59、商工関係団体109）



（出典：「平成30年度商業まちづくりに関するアンケート調査報告書」（平成31年1月））

《参考》 修正

### 【まちづくりの基本的な考え方】

#### ① 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

各種の都市機能を中心市街地に集積し、公共交通等によって誰もが容易にアクセスできるなど、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現や持続可能な自治体運営の実現などを図ること。

#### ② 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり

モータリゼーションの進展等に伴う都市機能の郊外への拡散を抑制することで、自然環境や田園といった美しい福島の自然等を保全するとともに、無秩序な開発による社会資本の整備や管理のコストの増加を防ぐこと。

#### ③ 7つの生活圏に基づくまちづくり

本県の「多極分散型の県土構造」という特徴を大切に、県土全体を地理的な条件や歴史的・文化的関連の強い7つの生活圏に分けて、それぞれの特性を生かしたまちづくりを推進していくこと。

また、7つの生活圏を基本としながらも、生活圏相互の重層的な関わりに着目し、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持って、県民の生活実態に対応したまちづくりを推進していくこと。

なお、原子力災害の避難地域においては、避難指示が解除され、住民の帰還が進んでいる地域と避難指示解除及び住民帰還に向けた準備が進められている地域があることや、大津波によりまちが壊滅的な被害を受けた地域があることなどから、住民の帰還状況や将来の人口予測などの中長期的な視点を踏まえながら、状況の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進していく必要があること。

#### ④ 多様な主体による連携・協働のまちづくり

今後の社会・経済を取り巻く状況を勘案し、県民をはじめNPOや小売商業者といった「民」が互いに協力し合い、また、「官」と共に連携・協働し合い、固有の地域資源を活用しながら、まちづくりを考え、実行していくこと。

#### ⑤ 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民等の意見を踏まえビジョンを明確にして、それをもとに多様な主体と連携・協働しながら推進することが重要であり、県は、市町村との役割分担を踏まえ、市町村のまちづくりを支援していくこと。

#### 【参考】

▶ 福島県商業まちづくり基本方針（福島県商業まちづくり課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/49591.pdf>

## 4 地域貢献活動計画等の報告の流れ（フロー図）

以下に掲げる場合に応じた手順に従い、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成18年福島県規則第88号）に定める様式に記載の上、報告書の提出をお願いします。

- ① 店舗面積6,000㎡以上の新規店の特定小売商業施設を新設  
（新築）する場合

修正

○ 特定小売商業施設を新設する者（以下「新設届出者」という。）は、新設届出書に「地域貢献活動の基本的方向」を記載した書面を添付。  
（条例第9条第2項第5号）

○ 新設届出者は、立地市町村内（必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内でも）で「地域貢献活動の基本的方向」を含めた届出内容に関する説明会を開催。（条例第12条第1項、第2項）

○ 新設届出者は、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告。  
（条例第12条第5項）

○ 「地域貢献活動の基本的方向」の内容について、関係市町村やその住民等が意見を述べる。  
（条例第13条第1項、第2項）

○ 県は、関係市町村やその住民等の意見を公告・縦覧し、「地域貢献活動の基本的方向」に関する意見については速やかに新設届出者に通知する。  
（条例第13条第4項、第19条第1項）

○ 新設届出者等は、関係市町村やその住民等からの意見を配慮した上で、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
（条例第18条第1項第1号、第19条第2項、規則第9条第4項）

○ 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
（条例第18条第2項）

② 市街地再開発事業に係る新設店のより特定小売商業施設を 修正  
新設（新築）する場合

市街地再開発事業に係る新設店の場合、条例第9条第1項に基づく新設の届出は不要ですが、以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

- 新設をする者は、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
(条例第18条第1項第2号、規則第9条第4項)



- 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
(条例第18条第2項)

③ 増改築等により店舗面積6,000㎡以上特定小売商業施設になる場合 修正

増改築等により、店舗面積の合計が6,000㎡以上特定小売商業施設（施設全体の店舗面積が基準店舗面積以上）になる場合は以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

ただし、増改築等により増加する店舗面積が6,000㎡基準店舗面積以上の場合は①に該当することになります。

- 特定小売商業施設とする日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
(条例第18条第1項第3号、規則第9条第4項)



- 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
(条例第18条第2項)

④ ~~店舗面積6,000㎡以上の既存店の場合~~ 削除

- ~~○ 条例施行の日（平成18年10月1日）に、現に特定小売商業施設を設置している場合は、その翌日から起算して30日以内（平成18年10月31日まで）に平成18年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。  
—(条例附則第3項、規則第9条第4項)—~~



- ~~○ 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
—(条例附則第5項)—~~



⑤ ~~条例施行の日に許可等の手続きに入っている場合~~

削除

- ~~条例施行の日（平成18年10月1日現在）に、現に当該特定小売商業施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている場合は、新設の日までに、平成18年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。（条例附則第4項、規則第9条第4項）~~

- ~~県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。（条例附則第5項）~~

④ 計画及び実施状況の報告（①～③が該当）

修正

- 毎営業年度、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。  
（条例第21条第1項、規則第9条第4項）

- 県は、速やかに、その内容を公表。  
（条例第21条第2項）

## 第2章 地域貢献活動の例

1～16までの内容は、地域貢献活動に取り組む際の参考としてください。

なお、これらの内容に限らず、店舗ごとに積極的に地域住民等と意見交換する場を設けるなど、地域の声を反映させながら取り組むことがより望ましいと考えています。

追加

### 1 交通安全の確保

#### (1) 店舗周辺への交通整理員の配置

買い物客や児童生徒を含む通行者の安全を確保するため、時間帯や混雑状況などの諸条件を踏まえ、必要に応じて店舗周辺に交通整理員を配置する。

#### (2) 危険箇所への看板等の設置

駐車場の出入口等が通学路に面している場合などは、児童生徒の通学に危険が予想される及ぶ可能性のある箇所に注意を促す看板等を設置する。

修正

#### (3) 交通安全運動等への参加・協力

地域で行われる各種交通安全運動等に参加・協力する。

### 2 公共交通機関の利用促進

#### (1) 公共交通機関の案内

サービスカウンターや専用の案内コーナーで公共交通機関の時刻表や路線図の掲示・配布、乗車券の販売などを行う。

#### (2) 公共交通機関の利用者に対する割引等

公共交通機関の利用者に対し、商業施設内共通のや公共交通機関で利用できる割引等の優遇措置を設ける。

追加

#### (3) 公共交通機関の乗降所の確保

店舗周辺に公共交通機関の乗降所がない場合などは、敷地内にバスやタクシーの乗降所を確保する。

#### (4) パークアンドライドへの協力

敷地内又は店舗周辺の公共交通機関の乗降所を利用してパークアンドライド事業に協力する。

### 3 県民の健康づくりの促進

追加

#### (1) 健康づくり関連のイベントの開催等

来店客や地域住民を対象とした「健康運動教室」の開催、「ヘルシーレシピ」



## (2) 県内事業者との取引の推進

地域経済の循環を一層促進する観点から、県内事業者との取引を推進するとともに、テナント企業と県内事業者との取引を促進する。

## (3) 創業支援

地域で事業を始めたい方のために、店舗内にチャレンジショップのスペースを提供する。

# 6 地産地消の推進

## (1) 県産品の販売促進

県産農林水産物や県内で加工・製品化された商品をイベントや常設コーナーで積極的に販売・PRするとともに、店内の飲食店においても県産品を積極的に使用する。

## (2) 県産材の積極的な活用

店舗建築に当たっては、内外装や商品ディスプレイ等の資材として、**木材など** 修正  
県内で生産された**木材などの**資材を利用し、地域の伝統技術等を活用するとともに、地元建設事業者への発注に努める。

### 【参考】

- ▶ 福島県における地産地消の取組について（福島県地域振興課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/tiikishinkou-torikumi.html>

- ▶ 「がんばろう ふくしま！」応援店（福島県農産物流通課）

<http://www.ganbarou-fukushima.jp/>

修正

# 7 地域雇用の確保

## (1) 地元雇用

従業員の採用に当たっては、地域又は県内からの雇用を優先する。

## (2) 安定的雇用

従業員の採用に当たっては、可能な限り正社員として採用する。また、パートタイマー等生活との両立がとれる雇用形態も取りつつ、希望や能力に応じて正社員採用の機会を設ける。

## (3) 障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律を遵守した上で、それを上回る障がい者の雇用に努める。

## (4) 離職者や高齢者、母子ひとり親家庭の母又は父等の雇用

離職者や高齢者、母子ひとり親家庭の母又は父等の雇用に努める。

修正

- (5) 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用  
結婚や出産・育児を機に退職した者の再雇用に努める。

## 8 子育て支援

- (1) 子育て世帯の応援のためのサービス提供  
行政が行う子育て応援事業の協賛店となるなど、テナント事業者にも協力を呼びかけながら、割引をはじめとする各種サービスを提供する。
- (2) 赤ちゃんスペースや幼児の遊び場等の整備  
乳幼児連れの方が安心して来店できるよう、おむつ交換スペース、授乳室、休憩用ベンチや幼児の遊び場などの設備を整備するとともに、それらの設備を看板等で案内する。
- (3) 従業員の仕事と家庭の両立  
事業所内託児所等の設置、短時間勤務制度の導入や男性社員を含めた育児・介護休業取得等を促進するなど、仕事と家庭を両立しやすい環境を整備する。
- (4) 事業所内託児所の一般開放  
事業所内託児所を有している場合には、これを地域の住民にも開放する。
- (5) 出産・育児、思春期の悩み等に対応する相談所等の設置 追加  
事業所内に、助産師や保健師が地域住民等の出産・育児、思春期の悩み等に対応する相談所等を設置する。

### 【参考】

- ▶ ファミたんカード（福島県こども・青少年政策課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/famitan.html>
- ▶ 福島県子育て支援ポータルサイト「すくすくひろば」（福島県子育て支援課） 修正  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/sukusukuhiroba/>
- ▶ 赤ちゃんおでかけ応援事業（福島県子育て支援課） 追加  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/akachan-odekake.html>
- ▶ 福島県次世代育成支援企業認証制度（福島県雇用労政課） 修正  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/jisedaiseido.html>

## 9 ユニバーサルデザインへの配慮

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した店舗の構造・設備の整備  
高齢者や障がい者、乳幼児を連れの方など、すべての人にとって使いやすい店舗の構造（段差の解消、スロープの設置、車いすやベビーカーが移動できる通路幅の確保等）や設備（みんなのトイレ<sup>(注)</sup>、授乳室、赤ちゃん休憩室等）を整備する。  
(注) みんなのトイレ：だれもが利用できるよう、様々な設備などに配慮したトイレ

(2) 高齢運転者や障がい者等のための優先駐車スペースの確保

修正

歩行が一定程度困難と認められる方が優先的に駐車できる駐車スペースを確保する。

(3) 車を運転しない方のための交通手段の確保

公共交通機関の状況により来店が難しい場合は、車を運転しない方の来店に配慮し、独自に交通手段を確保する。

(4) 商品の配送サービス等の提供

新生児又は幼児を抱える親や高齢者等、商品の持ち帰りが困難な方でも買い物しやすいよう、商品の配送サービス等を提供する。

【参考】

- ▶ ふくしまユニバーサルデザイン（福島県男女共生課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/ud-top.html>
- ▶ 人にやさしいまちづくり（条例）（福島県高齢福祉課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/hitoniyasasshiimatidukuri.html>
- ▶ おもいやり駐車場利用制度（福島県高齢福祉課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/omoiyarityuushajou-seido.html>

## 10 「買い物困難地域」や「買い物弱者困難者」に対する買い物

修正

### 支援

(1) 宅配サービスの提供

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方を対象とした宅配サービスを提供する。

(2) 移動販売の実施

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方を対象とした移動販売を実施する。

(3) 買い物バスの運行

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方が利用できる買い物バスを運行する。

【参考】

- ▶ 買い物弱者対策支援について（経済産業省）  
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonojakusyashien.html>

修正

## 11 災害等発生時及び地域防災への協力

(1) 災害等発生時における避難場所等の提供

避難場所や救護班の設置場所、災害等対策に必要な資機材の一時集積場所として、建物や駐車場等を提供する。

**(2) 災害等発生時における物資の供給**

地方公共団体等から食料・生活物資の供給依頼があった場合に対応する。特に、公的医療機関からの医薬品等の提供依頼については、できる限り協力する。

**(3) 災害等発生時における地域との連携**

地域住民の共助による救助活動や応急復旧活動へ従業員等が参加するなど、防災において地域住民と連携した取組に参加する。

**(4) 災害等発生時におけるボランティア休暇制度の充実**

災害ボランティアとして従業員が積極的に参加できるよう、ボランティア休暇を取得しやすい環境を整備する。

**(5) 災害等発生時における業務継続**

業務継続計画を策定するなど平素からの防災対策の強化を図り、災害等発生時に営業を継続することで、安定した物資の供給と雇用を確保する。

**(6) 消防団活動への参加・協力**

従業員に対して消防団への入団を勧奨するとともに、出勤時の休暇制度など消防団活動に参加しやすい環境を整備する。

**(7) 防災訓練等への参加・協力等**

災害等発生時に取るべき行動等について、従業員に対する教育・訓練を日頃から行うとともに、地域の防災訓練等へ積極的に参加・協力する。

**(8) 災害発生時における対策拠点としての協力**

地方公共団体、警察、消防等からの求めに応じて、店内のスペースや駐車場等を災害発生時における対策拠点として提供する。

## **12 防犯・青少年非行防止対策の推進**

**(1) 死角となる場所の巡回警備**

犯罪又は青少年非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、警備員や従業員等による定期巡回警備等を実施する。

**(2) 駐車場における車両の安全確保**

駐車場への外部からの侵入を防ぐため、見通しのよいフェンスで囲うとともに、防犯カメラや照明設備を適正数設置する。

**(3) 深夜営業時や営業時間外の警備強化**

防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時や営業時間外の警備を強化する。

#### (4) 緊急通報体制等の確立

地域の防犯強化のため、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制等を確立するとともに、従業員の防犯教育を強化する。

#### (5) 犯罪予防や青少年非行防止に関する普及・啓発

警察、防犯ボランティア等と連携を図り、万引きをさせないような店づくりに努めるとともに、犯罪予防及び青少年の非行防止に関する写真、ポスター、ミニ広報誌等を掲示する。

## 13 環境への配慮

#### (1) 省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入

~~省エネルギー対策として~~ LED照明や高効率空調等の省エネ設備、低公害車の導入や従業員のエコドライブの取組など省エネルギーを推進するとともに、太陽光発電、小型風力発電等の再生可能エネルギーの導入を推進する。

#### (2) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出量削減目標を定めて、省資源・省エネルギー活動に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

#### (3) ごみの減量化やリサイクルの推進

ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶等のリサイクルボックスを設置し資源ごみの回収を行う。また、包装の簡略化等により廃棄物を少量化するとともに、店舗から排出されるごみの分別を徹底し、ごみの減量化やリサイクルを推進する。

#### (4) 排水の適正な処理

周辺河川等への汚濁負荷を増大させないよう、施設からの排水の適正な処理に努める。

#### (5) 環境に配慮した商品の取扱い

環境に配慮した商品を優先して取り扱うとともに、それらの商品の環境配慮の内容について積極的にPRする。

#### (6) 買い物客による取組の促進

マイバッグ持参の促進などによりレジ袋の削減に取り組む。

#### (7) 環境マネジメントシステムの導入

ISO14001 やエコアクション2.1などの環境マネジメントシステムを導入する。

#### (8) 清掃美化活動

店舗周辺地域の清掃美化活動に積極的に取り組む。



## (9) 水資源の有効活用

健全な水循環を確保するため、節水や雨水の再利用、雨水浸透などの対策を講じる。

(注) 健全な水循環：流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保され、人間及び生物が水の恩恵を持続的に享受できる状態。

## (10) 都市緑化の推進

敷地や店舗周辺の緑化を推進する。

### 【参考】

- ▶ 福島県地球温暖化対策推進計画（福島県環境共生課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/ondankataisakuplan02-2.html>
- ▶ 福島県循環型社会形成推進計画（福島県環境共生課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/junkan-plan2303.html>
- ▶ 福島県廃棄物処理計画（平成26年度策定）の公表について（福島県産業廃棄物課）  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku042.html>
- ▶ 福島議定書事業（福島県環境共生課）  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/giteisyo.html>
- ▶ 水資源の有効利用（国土交通省水管理・国土保全局）  
[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo\\_mizsei\\_tk1\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000053.html)
- ▶ 節水をこころがけましょう（福島県土地・水調整課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015c/mizutaiki-mizu-sessui1.html>

修正

## 14 景観・街並みへの配慮

### (1) 景観形成、街並みづくりに配慮した店舗運営

店舗周辺地域の景観形成や街並みづくりを阻害しないよう店舗及び屋外広告物の色彩や外観、敷地の緑化等に配慮する。

また、良好な景観を形成するため、地区の住民等が主体となって景観協定を締結しようとする場合などには、店舗等の形態意匠（形・色・模様等）や植栽等において街並みとの調和に配慮し、景観形成に向けた取組に積極的に協力する。

### 【参考】

- ▶ 福島県景観行政の概要と景観関係法令（福島県自然保護課）  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/shizenhogo14.html>

## 15 教育訓練等への協力

### (1) インターンシップの受入れ

地域内での就業者の確保のためにも、地元の高等学校、大学、専門学校等からのインターンシップを受け入れる。

### (2) 小・中・高等学校の「職場体験学習」への協力

地域の小・中・高等学校からの申し出に応じて「職場体験学習」の場の提供に協力する。

### (3) 特別支援学校の実習・展示即売会等への協力

地域の特別支援学校からの申し出に応じて、「産業現場等における実習」の受入れや「作業製品展示即売会」等の場の提供に協力する。

#### 【参考】

- ▶ 第6次福島県総合教育計画（福島県教育委員会）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/tyoukeil.html>

修正

## 16 東日本大震災及び原子力災害からの復興への協力

### (1) 県産品のPRによる風評の払拭

県産品の安全性をPRするなど、風評の払拭に努める。

### (2) イベントスペース等を利用した風化の防止

店舗内にあるイベントスペース等における、震災関連写真を掲示するパネルの常設、震災関連イベントを開催する際の場所の提供など、震災の風化の防止に努める。

#### 【参考】

- ▶ 福島県風評・風化対策強化戦略について（福島県広報課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/senryaku-sakutei.html>

- ▶ 「がんばろう ふくしま！」応援店（福島県農産物流通課） ※再掲

<http://www.ganbarou-fukushima.jp/>